

大阪市と一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会との
男女共同参画の取組の推進に関する連携協定書

大阪市（以下「甲」という。）と一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会（以下「乙」という。）は、男女共同参画の取組の推進に関して、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が緊密に連携し、協働することにより、大阪市男女共同参画基本計画に基づく取組を強力かつ効果的に推進することを目的とする。

（連携の範囲）

第2条 甲が大阪市男女共同参画基本計画に基づく取組を実施するにあたり、乙は自らの資金により自主的に実施する公益目的の事業の範囲において連携し、協働する。

（連携事項）

第3条 乙は、第1条の目的を達成するため、連携、協働の取組として、次の事項に取り組むものとする。

- (1) 甲が実施する女性活躍促進の取組について情報発信を行うにあたり、乙が有する女性団体・地域団体・企業等との人的ネットワークを活用し協力すること
- (2) 甲が非正規の仕事に就き不安定な生活を送っている独身女性の支援を行うにあたり、乙が実施している実態調査及び支援プログラムの検討の結果の提供及び助言を行うこと
- (3) その他、甲乙協議のうえ連携、協力について合意した事項

2 甲と乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、具体的な実施内容及び方法について双方の合意の上、決定するとともに、随時、実施状況について情報を交換し、協議を行う。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の有効期間等）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間の満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による通知がないときは、満了日の翌日から1年間この協定を更新するものとする。

2 甲又は乙は、書面により相手方に通知することにより、この協定を解

約することができる。この場合において、解約の通知は、解約しようとする日の1か月前までにしなければならない。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して生じた疑義等については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年5月9日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大 阪 市
市民局長 谷川 友彦

乙 大阪市天王寺区上汐5丁目6番25号
一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会
理事長 榎村 久子